

議案第 3 号

富津市農村青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

富津市農村青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 9 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

富津市農村青少年研修センターが公の施設としての所期の設置目的を達したことから、平成 2 1 年 9 月 3 0 日をもって当該施設を廃止するため、条例を廃止しようとするものである。

富津市農村青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

富津市農村青少年研修センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年富津市条例第53号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1中農村青少年研修センター運営委員会委員の項を削る。